

# 令和4年度4月開始の子育て関連事業をご紹介します！

子育て支援課母子保健係 ☎042-497-2077

## ▶多胎妊婦の方への妊婦健康診査費用の助成

多胎妊婦の方が適切な時期に妊婦健康診査を受け、安心して出産を迎えられるよう、健康診査費用の一部を助成します。

☎令和4年4月1日以降に15回以上の妊婦健康診査を受診した方で、健康診査日に清瀬市に住民登録のある方

【助成内容】1回5,000円を上限に要した費用の一部を助成(5回まで)

※母子健康手帳交付前の妊婦健康診査、保険診療のもの、清瀬市に住民登録がない時の妊婦健康診査、日本国外での妊婦健康診査は助成の対象外となります。

【申請方法】出産の日から1年以内に必要書類を子育て支援課母子保健係窓口へ持参

※必要書類など詳しくは市ホームページ(右記QRコード参照)をご覧ください。



詳しくはこちら

## ▶多胎児家庭移動支援事業

乳幼児健康診査や定期予防接種、母子保健事業などに参加する際に利用したタクシー料金の一部を助成します。

☎清瀬市に住民登録のある0歳～3歳未満の多胎児を養育している家庭 ※申請期限までに保健師・助産師の面接を受ける必要があります(申請日当日も可)。

【対象となる経費】乳幼児健康診査、定期予防接種、清瀬市で実施する母子保健事業などに参加するために利用したタクシー料金

【助成内容】0歳・1歳・2歳の各年齢で1回ずつ各年度1回申請可能(申請1回あたりの補助上限額=24,000円)

【申請方法】必要書類を子育て支援課母子保健係窓口へ持参 ※申請期限、必要書類など詳しくは市ホームページ(右記QRコード参照)をご覧ください。



詳しくはこちら

## ▶産後ケア訪問事業

心身のケアや育児支援などを行う産後ケア訪問事業を実施し、安心して子育てができるよう支援します。☎清瀬市に住民登録のある方で次の①②両方に該当する方。①家族からの育児などの援助が受けられない方②産後における心身の不調、育児不安のある方

【支援について】

利用期間▶原則産後6か月未満

時間▶1回につき2時間まで(上限は4回まで、多胎児の場合は6回まで)

費用▶1回1,000円(清瀬市子育て・キラリ・クーポン券が利用できます)

※非課税世帯、生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付対象者は証明書を提出すれば費用が免除されます。

【申請方法】必要書類を子育て支援課母子保健係窓口へ持参または市ホームページのリンクから電子申請

※支援内容、必要書類など詳しくは市ホームページ(右記QRコード参照)をご覧ください。



詳しくはこちら

## ▶ファーストバースデーサポート

1歳を迎えた子どもを対象に育児パッケージをプレゼントします。対象となるご家庭には1歳児子育て相談会のアンケート及びファーストバースデーサポート申請書を同封し個別通知します(令和6年度までの事業です)。

☎次の①～③にすべて該当する方。

①清瀬市に住民登録のある方②令和4年4月1日以降に1歳を迎え1歳6か月に達しない子どもを養育している方③アンケートの回答及び申請書を提出した方

【パッケージの内容】こども商品券1万円分、とうきょう子育て応援ブックなど(子ども1人につき1回まで)

【申請方法】「1歳児子育て相談会」参加時に受け付け。相談会に参加できない場合は郵送でも受け付けます

※「1歳児子育て相談会」に参加した方は、その場でパッケージを受け取ることができます。

※申請期限など詳しい内容は市ホームページ(右記QRコード参照)をご覧ください。



詳しくはこちら

### 募集

## ファミリー・サポートきよせ 「保育サービス講習会」受講者募集

地域のなかで子どもの預かりや送迎、病児保育を行う支援者養成講座です。講習修了後、ファミリー・サポートきよせに登録していただきます(無料)。

☎下記の①～③すべてに該当する方。①市内及び近隣に在住②20歳以上③健康で子どもが好きな方。先着10人

☎日時講内下表のとおり 費用2,600円(テキスト代)

☎4月1日から28日までに電話またはホームページからファミリー・サポートきよせ ☎042-492-1139(電話は平日午前9時～午後5時)へ

※保育あり(先着6組、1コマ50円)。



詳しくはこちら

日程(5月)	時間	内容	講師	場所
9日(月)	午前	受付 開講式・オリエンテーション	子ども家庭支援センター/ ファミリーサポート・きよせ	セ 児 童 タ ー
	午後	保育の心	子育てネットワーク・ピッコロ 理事長 小俣みどり氏	
11日(水)	午前	心の発達と保育者のかかわり	(社)発達協会王子クリニック 言語聴覚士 湯汲英史氏	セ 消 費 タ 生 活
	午後	身体の発達と病気	宇都宮小児科内科クリニック 院長 宇都宮正司氏	
16日(月)	午前	子どもの遊び	大森靖枝氏	児 童 セ ン タ ー
	午後	障がいのある子の預かりについて	日本社会事業大学附属子ども 学園指導室長 野田雅義氏	
18日(水)	午前	★小児看護の基礎知識	国立看護大学校教授 来生奈巳子氏	児 童 セ ン タ ー
	午後	事故による子どもの傷害	子育てネットワーク・ピッコロ 理事長 小俣みどり氏	
25日(水)	午前	★普通救急救命講習	(財)東京防災救急協会	保 き 育 よ 園 せ
	午後	★病児・病後児保育施設見学	きよせ保育園園長 中村清志氏	
27日(金)	午前	子どもの栄養と食生活	ワークス・コレクティブ ちろりん村 吉田朋子氏	児 童 セ ン タ ー
	午後	子どもの生活へのケアと 援助	清瀬市子育て支援課 保健師	
30日(月)	午前	子育て支援サービスを提供 するために	子育てネットワーク・ピッコロ 理事長 小俣みどり氏	児 童 セ ン タ ー
	午後	修了式・修了証授与	子ども家庭支援センター/ ファミリーサポート・きよせ	

※★は保育なし。

## 児童手当・児童育成手当・児童扶養手当の 令和4年度の支給年間スケジュール

児童手当と児童育成手当は6月・10月・令和5年2月に前月分までの手当(4か月分ずつ・表1参照)を、児童扶養手当は5月・7月・9月・11月、令和5年1月・3月に前月分までの手当(2か月分ずつ・表2参照)を支給します。

ただし、年度途中で各手当の支給資格がなくなった方へは、資格消滅日の翌月に手当を支給します。

表1：児童手当・児童育成手当

支給日	内訳
6月15日(水)	2月・3月・4月・5月分
10月14日(金)	6月・7月・8月・9月分
令和5年 2月15日(水)	10月・11月・12月、 令和5年1月分

また、市では原則として各支給月の15日に指定口座へ手当を振り込みますが、15日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の金融機関営業日が振込日となります。

☎子育て支援課助成係 ☎042-497-2088

表2：児童扶養手当

支給日	内訳
5月13日(金)	3月・4月分
7月15日(金)	5月・6月分
9月15日(水)	7月・8月分
11月15日(火)	9月・10月分
令和5年 1月13日(金)	11月・12月分
令和5年 3月15日(水)	令和5年1月・2月分

## 令和4年度就学援助制度

経済的理由によって学用品費・給食費・修学旅行費などの支払いにお困りのご家庭に対し、費用の一部を援助する制度です。

☎市に住民登録があり、国公立小・中学校に在学する児童生徒の保護者

【受付期間】4月4日(月)～28日(木)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く。郵送の場合は必着)

【申請方法】学校から配布される申請書に必要事項を記入し、必要

書類を添付のうえ、郵送または直接教育総務課窓口へ持参

☎教育総務課学務係 ☎042-497-2539

※所得金額などの支給要件や必要書類など、詳しくは学校から配布される案内を参照してください。

※5月以降も年間を通じて受け付けていますが、申請した月分からの支給となります。

※毎年度の申請が必要です。